

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年3月30日
【会社名】	キヤノン株式会社
【英訳名】	CANON INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 CEO 御手洗 富士夫
【本店の所在の場所】	東京都大田区下丸子三丁目30番2号
【電話番号】	(03)3758-2111
【事務連絡者氏名】	経理部長 馬場 一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区下丸子三丁目30番2号
【電話番号】	(03)3758-2111
【事務連絡者氏名】	経理部長 馬場 一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

2018年3月29日開催の当社第117期定時株主総会（以下「本総会」という。）において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本総会が開催された年月日

2018年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金85円

配当総額 金91,779,241,555円

剰余金の配当が効力を生ずる日 2018年3月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、御手洗富士夫、真栄田雅也、田中稔三、本間利夫、松本繁幸、齊田國太郎および加藤治彦の各氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、中村正陽および樫本浩一の両氏を選任する。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役5名に対し、取締役賞与総額111,500,000円を支給する。

第5号議案 取締役の報酬等の内容改定の件

取締役の報酬につき、株式報酬型ストックオプション制度を導入することとし、第112期定時株主総会において承認された「年額18億円以内」のうち、当該ストックオプションに関する取締役の報酬額を「年額3億円以内」として設定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	7,935,847	6,271	1,257	97.50	可決
第2号議案					
御手洗 富士夫	7,576,444	276,396	90,458	93.08	可決
真栄田 雅也	7,651,576	203,178	88,544	94.01	可決
田中 稔三	7,627,126	316,173	2	93.71	可決
本間 利夫	7,640,866	302,434	2	93.87	可決
松本 繁幸	7,639,566	303,734	2	93.86	可決
齊田 國太郎	7,607,548	335,745	2	93.47	可決
加藤 治彦	7,628,876	314,421	2	93.73	可決
第3号議案					
中村 正陽	7,637,379	304,369	1,435	93.83	可決
樫本 浩一	5,864,985	2,076,783	1,406	72.06	可決
第4号議案	7,850,923	76,851	15,588	96.46	可決
第5号議案	7,656,995	284,701	1,728	94.07	可決

- (注) 1 各議案の賛成数、反対数および棄権数は、本総会前日までの事前行使分に当日出席の株主から賛否に関して確認できたものを加算しています。
- 2 各議案の賛成率は、出席株主の議決権数(本総会前日までの事前行使分と当日出席分を合計したもの)を分母とし、本総会前日までの事前行使分に当日出席の株主から賛成が確認できた分を加算したものを分子として算出しています。
- 3 各議案の可決要件は次のとおりです。
- ・第1号議案、第4号議案および第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
 - ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に本総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。